

答申第 99 号

答 申

1 審査会の結論

令和 7 年 8 月 25 日付けで審査請求人が津市長（内部統制室）（以下「実施機関」という。）に対して行った保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同年 9 月 3 日付けで行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、実施機関に対し令和 7 年 8 月 25 日付けで、以下の内容の本件開示請求を行った。

令和 7 年 6 月 27 日付け文書にて、私が津市内部統制室に対し行った公益通報に関する当事者、関係者及び（一社）三重中勢勤労者サービスセンター等関係する団体等が提出した全ての文書及びその他本件に関連する全ての関係書類

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、以下の内容の本件処分を行った。

ア 開示する保有個人情報

- ・ 公益通報書
- ・ 【説明資料】 育児休業ハラスメント・労働条件に関する一連の経緯と現状
- ・ 職場における育児休業ハラスメント（パタハラ）及び不当な人事処遇（パワハラ）に関する告発
- ・ 【証拠（音声）補足資料】
- ・ 外部公益通報の引き継ぎについて（伺い）
- ・ 外部公益通報の受理及び公益通報対応業務従事者の指定について（伺い）
- ・ 聴取結果

イ 不開示とした部分とその理由

- ・ 請求者以外の個人の氏名及び職名については、法第 78 条第 1 項第 2 号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するため。
- ・ 聴取内容の一部については、その内容から開示請求者以外の特定の個

人を識別することができるものであり、また、本市が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第2号及び第7号に該当するため。

- (3) 審査請求人は、同月26日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

審査請求書等における記載事項は多岐にわたるが、審査請求人の主張を要約すると次の2点になる。

- (1) 開示資料の不開示部分が過度に広範である点について

特に請求者以外の氏名・職名の不開示は法第78条第1項第2号を根拠としているが、公益通報や不利益取扱い事案において、関与者及び経緯は不可欠の情報である。そのため、本件開示決定の不開示部分が過度に広範であることは本件開示請求の趣旨を没却している。

- (2) 開示の対象外とされた文書が存在すること

審査請求人は、一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）と市役所の間で通知文書のやり取りがあったことを把握している。にもかかわらず、本件開示決定において当該通知文書は開示されなかった。

商工観光部長が職務専念義務免除の上で行うセンターの理事としての活動は、私的活動ではなく公的活動である。そのため、センターの理事である商工観光部長がセンターから取得した通知文書は行政文書であって、開示されるべき文書である。

4 実施機関の弁明等

実施機関による審査請求に対する弁明等の要旨は以下のとおりである。

- (1) 開示文書の不開示部分について

ア 公益通報に係る聞き取り調査事項に関する不開示部分の正当性

審査請求人は、本件開示請求に係る公益通報（以下「本件公益通報」という。）の公益通報者であり、かつ、公益通報事案の当事者である。そのため、聴取対象者の氏名及び職名を開示することは法第78条第1項第2号に該当する。また、聴取内容を明らかにすることで、聴取対象

者が特定されるおそれがある。それゆえ、聴取内容のうち、不開示とした部分も同号に該当する。

本件公益通報に係る聞き取り調査は、事案の性質上秘匿性が高く、また限られた調査体制であることから調査に関する対象者の協力は不可欠のものである。また、聞き取り調査に当たっては調査対象者に発言した内容は外部に漏らさないことを約束したことから聞き取り調査をすることができたものである。そのため、聴取内容が開示されると、聴取内容から聴取対象者が特定できてしまう。そのようなことになれば、聴取対象者としては、真実を述べることを躊躇することが考えられ、今後同種の事案が生じた場合、適切な調査が行えず、公益通報業務に支障をきたし、公益通報制度自体が無意味なものになる。よって、聴取内容のうち不開示とした部分は同項第7号に該当する。

イ 他市の類似事案における答申

公益通報に関する調査に当たってなされた聴取事項の不開示について、大阪市個人情報保護審議会の答申（平成29年大個審答申第103号）においても類似の事案について、公益通報処理報告書のうち調査方法及び調査結果の内容などを非開示情報として部分開示決定を行ったことの妥当性を認めている。その理由として、「実施機関が行う調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が調査対象に知られる可能性があり、今後同種の事案において、問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねない。そうすると、公益通報がなされたとしても、通報対象事実の確認が著しく困難となり、将来的に公益通報制度自体が機能不全を起こしかねないことは想像に難くない。」、「仮に、事後であったとしても、調査結果が開示されることとなるとすれば、調査に対する回答に際して、調査対象となった職員が真実を述べることを躊躇するおそれがあるのは明らかである。本件非開示情報を開示することは、公益通報を通じ、本市職員等による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図り、もって公正な市政の運営と市政に対する市民の信頼を確保することを第一義とした公正職務条例の趣旨から、公益通報処理事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。」等を挙げている。

(2) 本件処分において開示しなかった文書について

審査請求人は、開示された文書に、メール及びセンターの理事長からセ

センターの各理事・監事宛てに送付されている通知文書が含まれていないことを指摘している。通知文書は、センターが理事長宛に発信すべきメールが津市に届いたもので、津市の職務において必要であるために取得したものではない。メールを確認した秘書課は、理事長と津市長が同一人物であるため、受信したメールを理事長である津市長に伝えたに過ぎない。また、当該通知文書の宛先は津市ではなく、津市が組織的な利用目的を持って保有するものでもない。

また、センターの理事である商工観光部長は、津市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成18年津市条例第33号）第2条に基づき、あらかじめ任命権者の承認のもと職務に専念する義務を免除された上でセンターの理事としての活動を行っている。実際に受領した通知文書も発信者及び宛先が津市ではなく、あくまでも商工観光部長は、センターの理事として受領したものである。

そのため、審査請求人の言及するメール及び通知文書は行政文書ではないことから、開示の対象としなかったものである。

5 審査請求人の反論要旨

実施機関は、大阪市の答申を引用しているが、同市における判断枠組みを何ら踏まえることなく、結論のみを抽出し、同答申が示した判断枠組みを著しく歪めている。

実施機関は個別具体的な検討や、同答申が要請した事務・事業上の支障が生じる蓋然性を何ら立証していない。また、同答申は「公益と支障の比較衡量」という判断枠組みを示しているにもかかわらず、実施機関は全く用いていない。その結果、同答申が示した判断枠組みを正しく適用しておらず、広範な非開示を維持すべきではなく、必要最小限のマスキングによる部分開示とすべきである。

6 審査会の判断

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）第8条第1項の規定により、審査請求人により提出された意見書を見分するとともに、同条例第7条第1項の規定に基づき、実施機関より口頭による意見を聴取した上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 開示文書の不開示部分の妥当性について

ア 請求者以外の個人の氏名及び職名に係る部分

請求者以外の個人の氏名及び職名については、法第78条第1項第2号にいう「開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの」である。そして同号ただし書に掲げる公務員の職務遂行情報には該当しない。

よって、当該部分を不開示としたことは妥当である。

イ 聴取内容に係る部分

審査請求人は公益通報事案の当事者でもあるから、聴取結果の中で、聴取内容を開示することによって、聴取対象者が容易に特定されるおそれがある。そのため、同号に基づき不開示としたことは妥当である。

加えて、公益通報に係る聞き取り調査は、案件の性質上秘匿性が高いものである。調査も限られた体制で行うものであるから、調査対象者に対し、任意の協力を仰ぐことが不可欠である。その際、発言内容が外部に明らかにされることがない旨約束することが一般的であり、聴取対象者としても発言内容が明らかになることは想定しているものではない。これに反して聴取内容が明らかになってしまうと、聴取対象者が特定される可能性がある。聴取対象者としては、自身が聴取されたことや聴取時に発言した内容を明らかにされることで、自身の業務等に支障が生じることを危惧し、真実を述べることを躊躇することは想像に難くない。このようなことになれば、公益通報事案に対する適切な調査を行うことが困難となり、公益通報の制度自体が無に帰することとなる。このことから、聴取内容に係る不開示部分は同項第7号に該当するものであるといえる。

よって、本件処分において、不開示部分が過度に広範であるとはいえない。

(2) 本件処分で開示対象とされなかった文書について

本件処分において、センターの理事長名義でセンターの各理事・監事に宛てて送付された通知文書は開示されなかった。センターの理事長は津市長、センターの理事は商工観光部長と同一人物であるが、両者にはそれぞれの役職が併存しており、それぞれの役職に基づきそれぞれの活動を行っているものである。

本件処分において開示されなかった文書は、あくまでもセンターの理事長とセンターの理事との間で取り交わされた文書である。そのため、津市としては当該文書を組織的に共有しておらず、本件開示請求の対象となる

文書であるとはいえない。

よって、本件処分において開示された文書が、実施機関が職務上作成し、及び取得した文書の全てである。そのため、それ以外の文書を開示すべき義務までを認めることはできない。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分において不開示とした部分が過度に広範なものとまではいえず、本件開示請求の対象とならなかった文書について対象とすべきだったということもできない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(4) 実施機関に対する審査会の付言

ア 不開示とする理由付記の程度について

本件処分において、不開示の理由は不開示事由を定めた法の規定による言及にとどまっている。不開示となった根拠条文を示すのみでは、具体的にどのような理由により開示できないとされるのかが客観的に明らかにはならない。

開示請求に対し、特定した文書すべてを開示するものではない場合、不開示となった理由が客観的に明らかになるような理由付記をされたい。

イ 出資法人等に係る文書の取扱いについて

本件処分において、センターが保有していた文書については、実施機関として開示すべき行政文書であったとまではいえない。しかし、センターは津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号）第24条において定める出資法人等に該当する。そして、同条は、出資法人等が保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずべき努力義務を課している。これは、津市の出資法人等の運営の透明性確保を趣旨とするものである。

この趣旨を踏まえると、本件処分とは別にセンターとして任意の情報提供は行う必要があったのではないかと思料するものである。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年11月5日	諮問書の受付
令和8年6月23日	諮問案件の審議、実施機関からの口頭意見陳述

令和 8 年 9 月 4 日	諮問案件の審議・答申
----------------	------------

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	伊 藤 仁
委 員	岩 崎 恭 彦
委 員	松 田 典 子
委 員	山 本 敦 子